

□大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成9年2月12日 環大規第31号
各都道府県知事・各政令市長あて
環境庁大気保全局長

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行については、その大綱が平成9年2月12日付け環大規第30号貴職あて通達「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」により示されたところであるが、細部については下記の事項に留意のうえ、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん排出等作業の規制

1 特定建築材料及び特定粉じん排出等作業

特定建築材料は、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料を政令で定めるところとされており（法第2条第8項）、既に特定粉じんに指定されている石綿（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）第2条の2）を発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿を特定建築材料として指定した（令第3条の3）。

特定粉じん排出等作業は、特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものを政令で定めるものとされており（法第2条第8項）、特定粉じん排出等作業として、次の作業を指定した（令第3条の4）。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上のもの（以下「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

② 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

したがって、特定耐火建築物等で吹付け石綿が使用されているものを解体し、改造し、又は補修する作業は特定粉じん排出等作業に該当する可能性があるので、特定耐火建築物等で吹付け石綿が使用されているものの所在を可能な範囲で把握しておくことが望ましい。

なお、「準耐火建築物」は、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」（平成4年法律第82号）による改正前の建築基準法第2条第9号の3に規定する「簡易耐火建築物」を含むものであることに留意されたい。

2 作業基準

特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として総理府令で定めるところとされており（法第18条の14）、石綿について、特定粉じん排出等作業を次の3種類に区分して、作業基準を設定した（大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」

という。)第16条の4及び別表第7)。

- ① 吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上の特定耐火建築物等を解体する作業
(②に掲げるものを除く。)
- ② 吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上の特定耐火建築物等を解体する作業のうち、あらかじめ吹付け石綿を除去することが著しく困難な作業
- ③ 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

作業基準は、石綿の大気中への排出又は飛散を抑制することを目的に、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として設定しており、建築物の解体、改造等に当たり吹付け石綿を事前に除去することを原則としているが、事前除去が困難な場合には、その例外を認めている。

すなわち、規則別表第7の二の項の中欄に掲げる「建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」とは、例えば、崩壊しかけた建築物を解体する作業であり、このような場合は、人がその建築物内に立ち入って吹付け石綿の除去を行うことはできないので、同項に特別の作業基準を規定した。この作業に該当するか否かについては、個別事例に応じ、規則別表第7の一の項の下欄に掲げる作業基準を遵守することが可能な状態の建築物かどうかを踏まえ判断されたい。なお、この判断に当たっては、特定粉じん排出等作業を行う者に危険な作業を強いることにならないよう、十分配慮されたい。

また、建築物の改造又は補修に当たっては、吹付け石綿を除去せず、いわゆる囲い込み工法又は封じ込め工法により石綿の飛散等を防止する場合があります。このような作業を行う場合は、吹付け石綿の劣化・接着状態を確認することを作業基準とし、「劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合」は、除去に係る作業基準に従って除去を行うことを作業基準とした(規則別表第7の三の項の下欄)。

なお、規則別表第7の各項の下欄に掲げる「これ(ら)と同等以上の効果を有する措置を講ずること」とは、作業基準が特定粉じん排出等作業の方法に関する基準であり、実際の作業方法は対象となる建築物の状況や今後の技術の進展等に応じて様々な方法が想定されることから、作業基準に柔軟性を持たせる趣旨で規定したものである。

いずれにしても、個別事例における作業基準に適合するかどうかの判断に当たっては、以上のような作業基準の趣旨を踏まえ、追って送付する予定の「アスベスト飛散防止対策検討会報告書」及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考にされたい。

3 実施の届出

1) 制度の概要

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、所要の事項を都道府県知事又は法第31条第1項の規定に基づき事務の委任を受けた市の長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、事前届出の例外が認められる(法第18条の15第1項及び第2項並びに規則第10条の4及び様式第3の4)。

届出は、特定粉じん排出等作業ごとに行う必要があるが、二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合、すなわち、建築物の改造又は補修に係る特定粉じん排出等作

業が同一の建築物の複数の箇所で行われる場合には、一枚の届出書にまとめて届け出ることができる（規則第13条第4項）。

「緊急に行う必要がある場合」とは、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合であるが、建築基準法第9条第1項若しくは第11項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条第1項又は第90条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の命令（違反建築物に対する除却命令等）であって、当該命令等に伴い特定粉じん排出等作業を14日以内に開始しなければならないこととなる場合もこれに該当する。

また、特定工事が一端中断され、その後再開された場合で中断の前後でその工事内容に変更がないときは、一連の工事とみなし、特定粉じん排出等作業の実施の届出を改めて行う必要はない。

2) 届出の受理

届出の受理の事務は、特定工事を施工しようとする者の届出手続の負担軽減の見地から、可能な限り保健所、県事務所等の特定工事を施工する場所に近い行政事務所において行うことが望ましいので、この点に配慮されたい。

特定粉じん排出等作業に係る届出については、ばい煙発生施設の設置等の届出の場合と異なり、受理書の交付を規定していないが、法第18条の15第1項の届出については、届出の受理日から14日以内に限り計画変更命令を行うことができることから、届出者及び受理者双方が受理日について共通の認識を持てるよう事務処理を行われたい。特に、届出書類が法令に規定された形式要件を満たしているかどうかの審査は、できるだけ届出書類が提出されたときに行い、届出書類の行政事務所への提出日と受理日が同一日になるよう努められたい。なお、保健所、県事務所等で届出の受理を行う場合、当該行政事務所が届出を受理した日が受理日になる。

3) 罰則

法第18条の15第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第34条第1号）。

法第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

なお、これらの罰則は、故意にこれらの行為を行った場合に適用されるものであることから、施工者が建築物の解体等の作業の開始前に十分な調査を行い、当該建築物においては特定建築材料が使用されていないものとして当該作業を開始した後、当該作業が特定粉じん排出等作業に該当することが判明した場合には、その時点で作業を中断し、届出を行えば、罰則が適用されることはない。

4 計画変更命令

1) 制度の概要

都道府県知事等は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、届出受理の日から14日以内に限り、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる（法第18条の16）。

なお、本規定は、法第18条の15第2項の規定による届出があった場合には適用できないため、この場合の作業基準遵守の担保措置は、第18条の18の規定に基づく作業基準適合命令等により講じられたい。

2)留意事項

計画変更命令は、特定粉じん排出等作業の実施に伴う特定粉じんの大気中への排出又は飛散を抑制する目的で、作業の方法を作業基準に適合させるために必要な限度において、作業の方法に関する計画の変更を命ずることができるものであり、特定工事を施工する者にこの趣旨を逸脱して過度な負担を課すことのないよう配慮されたい。これは、後述の作業基準適合命令等についても同様である。

計画変更命令を行う場合は、届出受理後、適正な審査に必要な期間を考慮してできる限り速やかに行われたい。

また、計画変更命令については、特定粉じん排出等作業に従事する労働者の特定粉じん暴露量が増加することのないよう運用されたい。このため、計画変更命令を発する場合には、関係する都道府県労働基準局長に事前に連絡し、調整されたい。

その他、計画変更命令の運用については、追って送付する予定の「アスベスト飛散防止対策検討会報告書」及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考とされたい。これは、後述の作業基準適合命令等についても同様である。

3)罰則

計画変更命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第33条の2第1項第2号）。

5 作業基準の遵守義務及び作業基準適合命令等

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない（法第18条の17）。

この義務の履行を担保するため、都道府県知事等は、作業基準を遵守していないと認められる特定工事を施工する者に対して、期限を定めて作業基準に従うべきこと又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる（法第18条の18）。

作業基準適合命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第33条の2第1項第2号）。

6 注文者の配慮

法に基づく特定粉じん排出等作業に係る規制措置は、特定工事を施工する者に対して行われるものであるが、特定工事を施工する者が法の規定を遵守するためには、特定工事の注文者が法の規定を理解し、施工契約が法の規定の遵守が可能な内容（施工方法、工期、施工に要する費用等）で結ばれる必要がある。

このため、法第18条の19において特定工事の注文者の配慮の責務が規定されており、この規定の趣旨について周知徹底に努められたい。

7 報告及び検査

都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（耐火・準耐火の別、延べ面積等）、配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の

概要等について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる（法第26条第1項、令第12条第6項及び規則第10条の4第2項）。

なお、文教施設について立ち入り検査を行うに当たっては、当該文教施設の特性に十分配慮されたい。

8 経過措置

平成9年4月1日に現に特定粉じん排出等作業が行われている場合における当該作業については、同日以降も作業基準の遵守義務（法第18条の17）及び作業基準適合命令等（法第18条の18）の規定は適用されない（改正令附則第2項）。

なお、特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15第1項）及び計画変更命令（法第18条の16）の規定についても、特定粉じん排出等作業の開始前に適用されるものであることから、平成9年4月1日に現に行われている特定粉じん排出等作業には適用されない。

9 事務の委任

特定粉じん排出等作業の規制に係る都道府県知事の権限に属する事務については、すべて令第13条第1項から第3項までに掲げる市の長に委任されている。

10 条例との関係

法の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない（法第32条）。

- ① 特定粉じん排出等作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散
- ② 特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散

11 その他

特定粉じん排出等作業に対する規制の導入に伴い、特定粉じんに関する規制基準として、法第18条の5に規定する規制基準と法第18条の14に規定する規制基準の二つが法律上規定されることとなった。このため、法第18条の5に規定する規制基準の略称を「数地境界基準」に改めたが、その意味は、従来と何ら変更はない。

第2 有害大気汚染物質対策の推進

（省略）

□大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行に当たっての留意事項について（通知）

平成9年2月12日 環大規第32号

各都道府県・各政令市大気保全担当部（局）あて
環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行については、平成9年2月12日付け環大規第30号をもって環境事務次官から通達するとともに、平成9年2月12日付け環大規第31号をもって大気保全局長から通知したところであるが、その他の事項等については下記のとおりであるので、これに留意の上、改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん排出等作業の規制

1 届出について

法第18条の15第1項及び第2項の規定に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出については、届出を行う者が法人の場合には、原則として法人の代表者の名義による届出が必要であるが、代表者からの委任状を添付した上で、当該法人の事業所、支店等の長が届出を行うことは差し支えない。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）第10条の4第2項は、届出書に添付すべき書類に記載する事項を5項目規定しているが、同項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（耐火建築物又は準耐火建築物の別、延べ面積等）並びに同項第3号から第5号までに規定する事項については、対応する欄（参考事項の欄）を届出書に設けたので、参考事項の欄に所定の事項が記載された場合には、これらの事項が記載された書類が届出書に添付されたものとみなすこととした（規則様式第3の2の参考事項の欄及び備考2）。なお、参考事項の欄に記載がなくとも、同項第1号から第5号までに規定する事項に相当する事項が記載された書類が添付されていれば、当然、適法な届出となる。

規則様式第3の4に規定する見取図と同様式の別紙に規定する見取図は、一枚の図面にまとめても差し支えない。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、吹付け石綿を除去する作業について労働基準監督署長への届出義務が規定されており（同法第88条第4項）、その届出に添付すべき書類が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第91条第1項において規定されているが、同法に基づき労働基準監督署長に届け出られ、受理された書類と、規則第10条の4第2項に規定する添付書類及び規則様式第3の4の備考1等に規定する図面との対応は、以下のとおりである。

- ① 規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況を記載した書類」は、安衛則第91条第1項第1号に規定する事項に該当する。
- ② 規則第10条の4第2項第2号に規定する事項を記載した書類は、安衛則第91条第1項第4号から第6号までに規定する書類であって、特定粉じん排出等作業の工程が明示されて

いるものに該当する。ここで、特定粉じん排出等作業の工程として明示すべき内容は、特定建築材料の除去、囲い込み、封じ込めの作業の工程及び作業場の隔離等作業基準に係る主要な作業の工程である。

- ③ 規則様式第3の4の備考1の見取図は、安衛則第91条第1項第2号に規定する書類であって、特定建築材料の使用箇所等所定の事項が記入されたものに該当する。
- ④ 改正規則様式第3の4別紙の備考4の見取図は、労働安全衛生規則第91条第1項第3号及び第5号に規定する書類であって、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所等の所定の事項が記入されたものに該当する。

このように、規則第10条の4第2項並びに様式第3の4及びその別紙に規定する届出書に添付すべき書類については、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一であることから、相当する事項が記載されていれば、労働基準署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない。

2 既発通知の取扱い

建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染の防止に関しては、昭和62年10月26日付け環大規第225号（以下「昭和62年通知」という。）により当職から各都道府県・政令指定都市大気保全担当部（局）長あてに通知しているところであり、その内容は現時点においても適切なものであるが、今回の法令改正により、その主たる部分は法に基づく制度となったため、当該通知は廃止する。

また、「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」（昭和63年2月1日付け環大規第26号・衛企第9号）により当職及び厚生省生活衛生局企画課長から、都道府県・指定都市衛生・環境主管部（局）長等宛て通知しているところであるが、当該通知のうち、昭和62年通知を引用している部分（Ⅱの4の部分）の取扱いについては、別途、両課長の連名により通知する。

第2 指定物質に係る措置

（省略）

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省環境管理局長

石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）

本年6月29日以降、石綿製品製造工場での作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが関係企業から公表されている。これを契機に、石綿の大気環境中への飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、国民の不安を払拭するため、下記のように石綿の大気環境中への飛散防止対策の一層の徹底をお願いします。

記

（1）工場対策

石綿製品製造工場からの石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成元年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん（石綿）発生施設に対する規制措置を講じているところであり、施設の設置等の届出、敷地境界基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いします。

また、これまでに、特定粉じん発生施設に立入検査をし、敷地境界の石綿濃度を測定した場合又は事業者が行った測定結果を徴収した場合には、その測定結果について当職あてに報告をお願いします。大気汚染防止法による規制施行以前に任意に測定した例がある場合にも同様に報告をお願いします。

（2）建築物の解体等対策

今回の事案を契機に、今後増加が見込まれる石綿含有建築物の解体等についての懸念も高まっている。

石綿含有建築物の解体又は改造に伴う石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成9年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業に対する規制措置を講じているところであり、解体等の届出、作業基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いします。

また、解体等施工業者に対し、建築物の解体等の際には石綿含有の有無の事前調査を行うよう指導するほか、労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握し、又はあらかじめ石綿含有建築物の所在を把握する等、解体等の届出に遺漏なきようお願いします。

（3）大気環境モニタリング

現在の大気環境中の石綿濃度については、石綿製品の製造等が原則禁止となっていることに加え、大気汚染防止法に基づく排出規制が行われていることに鑑み、周辺住民の健康に問題のない程度と考えられる。しかしながら、石綿製品製造工場又は石綿含有建築物の解体等に関して周辺住民の懸念が強い場合には、必要に応じて、これら周辺の大気環境中の石綿濃度を測定し、周辺住民の懸念に積極的に対応されることをお願いします。なお、測定した場合においては、その測定結果について、当職あてに報告をお願いします。

